

米国ケリー・リーバーマン法案(American Power Act)の概要

平成22年 5月24日
環境省市場メカニズム室

上院外交委員長のジョン・ケリー議員（民主党・マサチューセッツ州選出）と、上院国家安全保障・政府問題委員長のジョセフ・リーバーマン議員（無所属・コネチカット州選出）は 2010年5月12日、排出量取引制度の導入を含む、包括的な気候変動・エネルギー法案「American Power Act」¹を公表した。本法案における排出量取引制度の概要は、下記の表の通りである。

対象	期間 ²	2013年より一部の対象部門で開始し、2016年までには全部門が対象となる。
	対象ガス ³	GHG7 ガス (CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、SF ₆ 、HFCs、PFC、NF ₃)。EPA 長官による追加が可能。
	カバー率 ⁴	全部門が対象となる 2016年以降、米国温室効果ガス排出量の 84.5%をカバーする。
	制度対象者の対象部門 ⁵ ／対象となる時期	<p>制度対象者の対象部門、各部門が対象となる時期、及び各対象部門における償却義務の対象となる排出は下記の通りである。</p> <p>【2013年から対象となる部門】</p> <p><u>エネルギー部門</u></p> <p>(A)発電源</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 償却義務の対象となる排出は、前年の GHG 排出量。ただし、再生可能バイオマス及び再生可能バイオマスから得られたガスの燃焼由来の排出は除く。 <p>(B)精製製品のプロバイダー</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 精製製品とは、輸送用燃料、その他の液体燃料であり、具体的にはモーター用ガソリン、航空用燃料、蒸留燃料用油、灯油、NGL、残油、石炭起源の液体燃料を指す。ただし、石油コークス、制度対象者(A)(F)(G)(H)(I)(J)に提供される蒸留燃料用油・残油、外船舶用の蒸留燃料用油・残油、国際条約で対象とされる航空用燃料、化学・産業用製品の原料として使用され排出されることのない精製製品、輸出用精製製品等は除く。 ➤ プロバイダーとは、原則としてターミナル内で精製製品を保有しているものを指す。 ➤ 償却義務の対象となる排出は、プロバイダーが提供する精製製品を燃焼した場合に排出されることとなる GHG 排出量。

¹ 法案本文は、<http://kerry.senate.gov/americanpoweract/intro.cfm> より入手可能。

² Sec 722(a)及び(c)

³ Sec 711

⁴ Sec 721(e)(2)(iii)

⁵ Sec 700 (12)

産業部門

(C)2008 年以降に、年間 25,000t-CO₂ 以上に相当する化石燃料起源の CO₂、N₂O、PFCs、SF₆、その他 NF₃を除き EPA 長官が指定する GHG であるフッ素化ガス、左記 GHG の組み合わせを、EPA 長官が指定するバルクや商品として、通称目的で販売若しくは流通させる固定排出源、及び輸入事業者。

- 償却義務の対象となる排出は、前年の GHG 販売若しくは流通量。

その他

(D) 地中炭素固定サイト

- 償却義務の対象となる排出は、前年に排出した GHG 排出量。

【2016 年から対象となる部門】

エネルギー部門

(E)天然ガス供給会社（あるいはグループ会社）のうち、2008 年以降に本法案対象外である消費者に対して、年間 4 億 6 千万 ft³ 以上の天然ガス及び天然ガスと混合する目的のガスを供給した会社。

- 償却義務の対象となる排出は、(A)(G)(H)(I)(J)以外の消費者に対して前年供給した天然ガス及び天然ガスと混合する目的のガスを燃焼した場合に排出されることとなる GHG 排出量。

産業部門

(F) 2008 年以降に年間 25,000t-CO₂ 以上の NF₃を排出した固定排出源。

- 償却義務の対象となる排出は、前年に排出した NF₃ 排出量。

(G)アジピン酸生産、一次アルミ生産、アンモニア製造、セメント生産（粉砕のみである場合は除く）、HCFC 生産、石灰製造、硝酸生産、石油精製、燐酸生産、炭化ケイ素生産、ソーダ灰生産、二酸化チタン生産、石炭起源の液体／気体燃料生産を行う固定排出源（石油精製のみ 2013 年～）

(H) ①アクリロニトリル、カーボンブラック、エチレン、二塩化エチレン、酸化エチレン、メタノール生産、②燃焼及びプロセス排出量が年間 25,000t-CO₂ を超える化学・石油化学製品生産を行う石油・石油化学部門の固定排出源（2016 年～）

(I)エタノール生産、合金鉄生産、フッ素化ガス生産、食品加工、ガラス生産、水素生産、金属鋳石の選鋳その他のプロセス（鋳石接合を含む）、鉄鋼生産、鉛生産、紙パルプ製造、亜鉛生産を行う産業部門の固定排出源。ただし、2008 年以降に年間 25,000t-CO₂ 以上排出したものに限る。

(J) 制度対象者(F)(G)(H)(I)に該当しない産業部門における化石燃料燃焼装置（あるいは装置グループ）（ボイラー等）のうち、2008 年以降に年間 25,000t-CO₂² 以上排出したものの。

- (F)~(I)の償却義務の対象となる排出は、前年に排出した GHG 排出量。ただ

		し、再生可能バイオマス及び再生可能バイオマスから得られたガスの燃焼由来の排出、制度対象者から購入した GHG であるフッ素化ガス（NF ₃ 以外）の使用による排出は除く。
キャップ	国全体の削減目標 ⁶	米国の温室効果ガス排出を、2005 年比で、2013 年に 4.75%、2020 年に 17%、2030 年に 42%、2050 年に 83%削減する。
	制度対象部門の削減目標 ⁷	国内排出量取引制度対象部門の温室効果ガス排出を、2005 年比で、2013 年に 4.75%、2020 年に 17%、2030 年に 42%、2050 年に 83%削減する。
	キャップ設定 ⁸	<p>あらかじめ各年における割当総量を、下記のグラフのように定める。</p> <p>※消費者対策（Universal Trust Fund）の一部に含まれる財政赤字削減は、財政赤字削減として算出。</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の割当総量に加えて、燃料を原料として使用し燃焼されなかった場合や、生産段階で制度対象となるフッ素化ガスを破壊した場合等には、補填排出枠（compensatory allowance）が発行される⁹。
割当	割当の方法	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー・産業部門における一部の制度対象者に対しては、排出枠が無償で割り当てられる。その他、排出枠の無償割当若しくはオークション収益の分配により、消費者/労働者保護、技術開発、適用、財政赤字削減等の目的に用いられる。 精製製品プロバイダーに対してのみ、排出枠が取り置かれ、四半期毎に固定価格で販売する有償割当方式がとられる。

⁶ Sec 702, Sec 726, Sec 781(a)~(f),

⁷ Sec 703

⁸ Sec 721

⁹ Sec 721(f)

割当対象	<p>(1) 費用緩和リザーブ (Cost Containment Reserve) ¹⁰</p> <ul style="list-style-type: none"> 排出枠価格が高騰したときに備え、40 億 t-CO₂ 分の排出枠を、各年の割当総量 (2013～2021 年の 1.5%、2022～2029 年の 2.5%、2030～2050 年の 5%) から取り置く。 						
	<p>(2) エネルギー消費者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> エネルギー価格高騰の影響を被る消費者を保護するため、国内排出量取引制度の対象であるエネルギー部門の供給事業者等に、2013 年～2029 年まで無償で排出枠を割り当てる。 <table border="1" data-bbox="389 573 1445 1630"> <tr> <td data-bbox="389 573 512 1120">電力供給事業者¹¹</td> <td data-bbox="517 573 1445 1120"> <ul style="list-style-type: none"> 割当の対象は下記の事業者である。 (a) 電力地方供給会社：無償で割り当てられた排出枠を、電力料金納付者のためだけに用いなければならない。EPA 長官に対し、排出枠の用途についての計画書、報告書を提出する。EPA 長官は毎年、排出枠の用途について、サンプルを対象に監査を行う。 (b) 商業用石炭発電事業者：他者への電力供給を目的とする事業者。35GW 未満の発電設備で、効率の悪い施設を閉鎖する場合、若しくはより効率よい燃料へと転換する場合には、別途インセンティブとしての排出枠割当を行う。 (c) 長期電力販売契約をもつ発電事業者：電力や熱の販売契約を長期価格固定で締結しており、本法案により生じる遵守費用の転嫁が難しい事業者。 割当は、過去の排出量や電力供給量に基づくグランドファザリング方式により行う。 無償で割当る排出枠の量は、2013～15 年割当総量の 51.0% (2013 年において 24 億 t-CO₂) より減少し、2029 年割当総量の 8.5% (約 3.2 億 t-CO₂) となる。2030 年以降は無償割当を行わない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="389 1126 512 1469">天然ガス地方供給会社¹²</td> <td data-bbox="517 1126 1445 1469"> <ul style="list-style-type: none"> 天然ガス地方供給会社に対して、過去の天然ガス販売量に基づくグランドファザリング方式により、排出枠を無償で割当てる。 天然ガス地方供給会社は、無償で割り当てられた排出枠を、天然ガス料金納付者のためだけに用いなければならない。排出枠の 20% 以上は、消費者の省エネプログラムに用いなければならない。 EPA 長官に対し、割り当てられた排出枠の用途についての計画書、報告書を提出する。EPA 長官は毎年、排出枠の用途について、サンプルを対象に監査を行う。 無償で割当る排出枠の量は、2016～2025 年割当総量の 9% (2016 年において約 5 億 t-CO₂) より減少し、2029 年割当総量の 1.8% (約 6 千 7 百万 t-CO₂) となる。2030 年以降は無償割当を行わない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="389 1476 512 1630">石油精製業者¹³</td> <td data-bbox="517 1476 1445 1630"> <ul style="list-style-type: none"> 米国内の石油精製所所有者及び操業者に対して、無償で排出枠を割当てる。個別の業者への割当量は、排出原単位により決定する。 無償で割当る排出枠の量は、2013～2015 年割当総量の 4.3% (2013 年において約 2 億 t-CO₂) から減少し、2029 年割当総量の 0.75% (約 2 千 8 百万 t-CO₂) となる。2030 年以降は無償割当を行わない。 </td> </tr> </table>	電力供給事業者 ¹¹	<ul style="list-style-type: none"> 割当の対象は下記の事業者である。 (a) 電力地方供給会社：無償で割り当てられた排出枠を、電力料金納付者のためだけに用いなければならない。EPA 長官に対し、排出枠の用途についての計画書、報告書を提出する。EPA 長官は毎年、排出枠の用途について、サンプルを対象に監査を行う。 (b) 商業用石炭発電事業者：他者への電力供給を目的とする事業者。35GW 未満の発電設備で、効率の悪い施設を閉鎖する場合、若しくはより効率よい燃料へと転換する場合には、別途インセンティブとしての排出枠割当を行う。 (c) 長期電力販売契約をもつ発電事業者：電力や熱の販売契約を長期価格固定で締結しており、本法案により生じる遵守費用の転嫁が難しい事業者。 割当は、過去の排出量や電力供給量に基づくグランドファザリング方式により行う。 無償で割当る排出枠の量は、2013～15 年割当総量の 51.0% (2013 年において 24 億 t-CO₂) より減少し、2029 年割当総量の 8.5% (約 3.2 億 t-CO₂) となる。2030 年以降は無償割当を行わない。 	天然ガス地方供給会社 ¹²	<ul style="list-style-type: none"> 天然ガス地方供給会社に対して、過去の天然ガス販売量に基づくグランドファザリング方式により、排出枠を無償で割当てる。 天然ガス地方供給会社は、無償で割り当てられた排出枠を、天然ガス料金納付者のためだけに用いなければならない。排出枠の 20% 以上は、消費者の省エネプログラムに用いなければならない。 EPA 長官に対し、割り当てられた排出枠の用途についての計画書、報告書を提出する。EPA 長官は毎年、排出枠の用途について、サンプルを対象に監査を行う。 無償で割当る排出枠の量は、2016～2025 年割当総量の 9% (2016 年において約 5 億 t-CO₂) より減少し、2029 年割当総量の 1.8% (約 6 千 7 百万 t-CO₂) となる。2030 年以降は無償割当を行わない。 	石油精製業者 ¹³	<ul style="list-style-type: none"> 米国内の石油精製所所有者及び操業者に対して、無償で排出枠を割当てる。個別の業者への割当量は、排出原単位により決定する。 無償で割当る排出枠の量は、2013～2015 年割当総量の 4.3% (2013 年において約 2 億 t-CO₂) から減少し、2029 年割当総量の 0.75% (約 2 千 8 百万 t-CO₂) となる。2030 年以降は無償割当を行わない。
電力供給事業者 ¹¹	<ul style="list-style-type: none"> 割当の対象は下記の事業者である。 (a) 電力地方供給会社：無償で割り当てられた排出枠を、電力料金納付者のためだけに用いなければならない。EPA 長官に対し、排出枠の用途についての計画書、報告書を提出する。EPA 長官は毎年、排出枠の用途について、サンプルを対象に監査を行う。 (b) 商業用石炭発電事業者：他者への電力供給を目的とする事業者。35GW 未満の発電設備で、効率の悪い施設を閉鎖する場合、若しくはより効率よい燃料へと転換する場合には、別途インセンティブとしての排出枠割当を行う。 (c) 長期電力販売契約をもつ発電事業者：電力や熱の販売契約を長期価格固定で締結しており、本法案により生じる遵守費用の転嫁が難しい事業者。 割当は、過去の排出量や電力供給量に基づくグランドファザリング方式により行う。 無償で割当る排出枠の量は、2013～15 年割当総量の 51.0% (2013 年において 24 億 t-CO₂) より減少し、2029 年割当総量の 8.5% (約 3.2 億 t-CO₂) となる。2030 年以降は無償割当を行わない。 						
天然ガス地方供給会社 ¹²	<ul style="list-style-type: none"> 天然ガス地方供給会社に対して、過去の天然ガス販売量に基づくグランドファザリング方式により、排出枠を無償で割当てる。 天然ガス地方供給会社は、無償で割り当てられた排出枠を、天然ガス料金納付者のためだけに用いなければならない。排出枠の 20% 以上は、消費者の省エネプログラムに用いなければならない。 EPA 長官に対し、割り当てられた排出枠の用途についての計画書、報告書を提出する。EPA 長官は毎年、排出枠の用途について、サンプルを対象に監査を行う。 無償で割当る排出枠の量は、2016～2025 年割当総量の 9% (2016 年において約 5 億 t-CO₂) より減少し、2029 年割当総量の 1.8% (約 6 千 7 百万 t-CO₂) となる。2030 年以降は無償割当を行わない。 						
石油精製業者 ¹³	<ul style="list-style-type: none"> 米国内の石油精製所所有者及び操業者に対して、無償で排出枠を割当てる。個別の業者への割当量は、排出原単位により決定する。 無償で割当る排出枠の量は、2013～2015 年割当総量の 4.3% (2013 年において約 2 億 t-CO₂) から減少し、2029 年割当総量の 0.75% (約 2 千 8 百万 t-CO₂) となる。2030 年以降は無償割当を行わない。 						

¹⁰ Sec 726

¹¹ Sec 781(a)(1), Sec 782

¹² Sec 781(a)(2), Sec 783

¹³ Sec 781(a)(3), Sec 785

(3) 消費者／労働者保護

下記の対策に、排出枠の無償割当若しくはオークション収益の配分を行う。

家庭暖房用 石油・プロ パン消費者 ¹⁴	<ul style="list-style-type: none">排出枠は各州の消費者に販売された家庭・業務用の石油・プロパンの炭素含有量に応じて、各州に無償で割当てられる。割当を受けた各州は排出枠を売却し、その収益を家庭暖房用石油・プロパンの価格上昇の影響を受ける消費者を対象としたプログラムに用いる。無償で割当る排出枠の量は、2013～2015年割当総量の1.9%（2013年において約9千万t-CO₂）より減少し、2029年割当総量の0.3%（約1千1百万t-CO₂）となる。2030年以降は無償割当を行わない。
消費者救済 ¹⁵	<ul style="list-style-type: none">排出枠オークション収益を、2つの低所得の消費者対策(Working Families Refundable Credit Program, Energy Refund Program)を通じて、低所得者家庭に配分する。オークション収益として用いられる排出枠の量は、2012～2019年割当総量の12.3%（2013年において約5.8億t-CO₂）から若干推移し、2035～2050年割当総量の12.5%（2050年において約1.3億t-CO₂）となる。
消費者対策 (一部、財政赤字削減を含む) ¹⁶	<ul style="list-style-type: none">排出枠オークション収益を、財務省の下に設立する Universal Trust Fund に配分する。Fundの資金のうち、25%は財政赤字削減に用いられ、75%は家庭に配分される。オークション収益として用いられる排出枠の量は、2026年割当総量の8.1%（約8千5百万t-CO₂）より増加し、2035～2050年割当総量の77.8%（2050年において約2億t-CO₂）となる。

(4) 貿易集約型産業¹⁷

・ 下記の条件を充たすセクターに属する事業者に、2013年～2029年まで無償で排出枠を割当てる。割当量は、2013～2015年割当総量の2%（2013年において約9千4百万t-CO₂）、2016～2025年割当総量の15%（2016年において約8.3億t-CO₂）、以降割合は減少する。

(A) (1)エネルギー集約度：(電力料金+燃料購入代金) /出荷額 > 5%、または

GHG集約度：(GHG排出量×20) /出荷額 > 5%、かつ

(2)貿易集約度：(輸入額+輸出額) /出荷額 > 15%

(B)若しくは、エネルギー集約度かGHG集約度のどちらかが20%以上となるセクター

・ セクターの特定は、6桁のNAICS(北米産業分類コード)により行う。

・ 各事業者への割当は、EPA長官が設定するベンチマークに基づき行う。

¹⁴ Sec 781(a)(3), Sec 784

¹⁵ Sec 781(a)(4), Sec 790

¹⁶ Sec 781(a)(5), Sec 790

¹⁷ Sec 773(b), Sec 774, Sec 781(b)(1)

		<p>(5) エネルギー技術対策</p> <p>下記の対策に、排出枠の無償割当若しくはオークション収益の配分を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="391 286 598 448">CCS の商業普及¹⁸</td> <td data-bbox="598 286 1441 448"> <ul style="list-style-type: none"> CCS プロジェクトに対して、排出枠を無償で割り当てる。 無償で割り当てる排出枠の量は、2017～2018 年割当総量の 0.8% (2017 年において約 4 千 3 百万 t-CO₂) から増加し、2030～2034 年割当総量の 10% (2034 年において約 3 億 t-CO₂) となる。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 448 598 609">産業部門のエネルギー効率¹⁹</td> <td data-bbox="598 448 1441 609"> <ul style="list-style-type: none"> 排出枠オークション収益を、産業部門の省エネ活動等に配分する。上限を 15.5 億ドルとする。 オークション収益として用いられる排出枠の量は、2013 年～2015 年割当総量の 0.5% (2013 年において約 2 千 4 百万 t-CO₂) である。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 609 598 770">低炭素産業技術研究開発²⁰</td> <td data-bbox="598 609 1441 770"> <ul style="list-style-type: none"> 本法案の下設立する National Industrial Innovation Institute に対して、排出枠を無償で割り当てる。 無償で割り当てる排出枠の量は、2013～2020 年割当総量の 1% (2013 年において約 4 千 7 百万 t-CO₂)、2021 年割当総量の 0.5% (約 2 千 5 百万 t-CO₂) である。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 770 598 898">クリーンエネルギー技術研究開発²¹</td> <td data-bbox="598 770 1441 898"> <ul style="list-style-type: none"> クリーンエネルギー技術研究開発を目的に、企業や研究機関等に対して、排出枠を無償で割り当てる。 無償で割り当てる排出枠の量は、2013～2021 年割当総量の一律 2% (2013 年において約 9 千 4 百万 t-CO₂) である。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 898 598 1153">地方の省エネ・再生可能エネルギー²²</td> <td data-bbox="598 898 1441 1153"> <ul style="list-style-type: none"> 2013～2015 年の割当総量の 0.5% (10 億ドルを上限とする) の排出枠を地方の省エネ融資のために設立する Rural energy saving program に無償で割り当てる。残りの排出枠は、再生可能エネルギー及び省エネルギーの活動を行う各州/インディアン部族に対して割り当てる。 無償で割り当てる排出枠の量は、2013～2015 年割当総量の 2.5% (2013 年において約 1.2 億 t-CO₂) から減少し、2021 年割当総量の 0.5% (約 2 千 5 百万 t-CO₂) となる。 </td> </tr> </table>	CCS の商業普及 ¹⁸	<ul style="list-style-type: none"> CCS プロジェクトに対して、排出枠を無償で割り当てる。 無償で割り当てる排出枠の量は、2017～2018 年割当総量の 0.8% (2017 年において約 4 千 3 百万 t-CO₂) から増加し、2030～2034 年割当総量の 10% (2034 年において約 3 億 t-CO₂) となる。 	産業部門のエネルギー効率 ¹⁹	<ul style="list-style-type: none"> 排出枠オークション収益を、産業部門の省エネ活動等に配分する。上限を 15.5 億ドルとする。 オークション収益として用いられる排出枠の量は、2013 年～2015 年割当総量の 0.5% (2013 年において約 2 千 4 百万 t-CO₂) である。 	低炭素産業技術研究開発 ²⁰	<ul style="list-style-type: none"> 本法案の下設立する National Industrial Innovation Institute に対して、排出枠を無償で割り当てる。 無償で割り当てる排出枠の量は、2013～2020 年割当総量の 1% (2013 年において約 4 千 7 百万 t-CO₂)、2021 年割当総量の 0.5% (約 2 千 5 百万 t-CO₂) である。 	クリーンエネルギー技術研究開発 ²¹	<ul style="list-style-type: none"> クリーンエネルギー技術研究開発を目的に、企業や研究機関等に対して、排出枠を無償で割り当てる。 無償で割り当てる排出枠の量は、2013～2021 年割当総量の一律 2% (2013 年において約 9 千 4 百万 t-CO₂) である。 	地方の省エネ・再生可能エネルギー ²²	<ul style="list-style-type: none"> 2013～2015 年の割当総量の 0.5% (10 億ドルを上限とする) の排出枠を地方の省エネ融資のために設立する Rural energy saving program に無償で割り当てる。残りの排出枠は、再生可能エネルギー及び省エネルギーの活動を行う各州/インディアン部族に対して割り当てる。 無償で割り当てる排出枠の量は、2013～2015 年割当総量の 2.5% (2013 年において約 1.2 億 t-CO₂) から減少し、2021 年割当総量の 0.5% (約 2 千 5 百万 t-CO₂) となる。
CCS の商業普及 ¹⁸	<ul style="list-style-type: none"> CCS プロジェクトに対して、排出枠を無償で割り当てる。 無償で割り当てる排出枠の量は、2017～2018 年割当総量の 0.8% (2017 年において約 4 千 3 百万 t-CO₂) から増加し、2030～2034 年割当総量の 10% (2034 年において約 3 億 t-CO₂) となる。 											
産業部門のエネルギー効率 ¹⁹	<ul style="list-style-type: none"> 排出枠オークション収益を、産業部門の省エネ活動等に配分する。上限を 15.5 億ドルとする。 オークション収益として用いられる排出枠の量は、2013 年～2015 年割当総量の 0.5% (2013 年において約 2 千 4 百万 t-CO₂) である。 											
低炭素産業技術研究開発 ²⁰	<ul style="list-style-type: none"> 本法案の下設立する National Industrial Innovation Institute に対して、排出枠を無償で割り当てる。 無償で割り当てる排出枠の量は、2013～2020 年割当総量の 1% (2013 年において約 4 千 7 百万 t-CO₂)、2021 年割当総量の 0.5% (約 2 千 5 百万 t-CO₂) である。 											
クリーンエネルギー技術研究開発 ²¹	<ul style="list-style-type: none"> クリーンエネルギー技術研究開発を目的に、企業や研究機関等に対して、排出枠を無償で割り当てる。 無償で割り当てる排出枠の量は、2013～2021 年割当総量の一律 2% (2013 年において約 9 千 4 百万 t-CO₂) である。 											
地方の省エネ・再生可能エネルギー ²²	<ul style="list-style-type: none"> 2013～2015 年の割当総量の 0.5% (10 億ドルを上限とする) の排出枠を地方の省エネ融資のために設立する Rural energy saving program に無償で割り当てる。残りの排出枠は、再生可能エネルギー及び省エネルギーの活動を行う各州/インディアン部族に対して割り当てる。 無償で割り当てる排出枠の量は、2013～2015 年割当総量の 2.5% (2013 年において約 1.2 億 t-CO₂) から減少し、2021 年割当総量の 0.5% (約 2 千 5 百万 t-CO₂) となる。 											
		<p>(6) 輸送部門対策</p> <p>下記の対策に、オークション収益の配分が行われる。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="391 1249 598 1444">クリーン自動車技術²³</td> <td data-bbox="598 1249 1441 1444"> <ul style="list-style-type: none"> 排出枠オークション収益を、Clean Vehicle Technology Fund に配分する。Fund の資金はプラグイン電気自動車等先進技術自動車の製造支援に用いられる。 オークション収益として用いられる排出枠の量は、2013～2020 年割当総量の 1% (2013 年において約 4 千 7 百万 t-CO₂)、2021 年割当総量の 0.5% (約 2 千 5 百万 t-CO₂) である。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 1444 598 1635">交通インフラと効率性²⁴</td> <td data-bbox="598 1444 1441 1635"> <ul style="list-style-type: none"> 排出枠オークション収益を、米国交通インフラの安全、効率性、実効性の向上を目指し、排出枠の収益を本法案で設立する Highway Trust Fund 等 3 つのプログラムに配分する。 オークション収益として用いられる排出枠の量は、2013～2015 年割当総量の 12% (2013 年において約 5.7 億 t-CO₂) とし、2030～2034 年割当総量の 6.7% (約 2 億 t-CO₂) である。 </td> </tr> </table>	クリーン自動車技術 ²³	<ul style="list-style-type: none"> 排出枠オークション収益を、Clean Vehicle Technology Fund に配分する。Fund の資金はプラグイン電気自動車等先進技術自動車の製造支援に用いられる。 オークション収益として用いられる排出枠の量は、2013～2020 年割当総量の 1% (2013 年において約 4 千 7 百万 t-CO₂)、2021 年割当総量の 0.5% (約 2 千 5 百万 t-CO₂) である。 	交通インフラと効率性 ²⁴	<ul style="list-style-type: none"> 排出枠オークション収益を、米国交通インフラの安全、効率性、実効性の向上を目指し、排出枠の収益を本法案で設立する Highway Trust Fund 等 3 つのプログラムに配分する。 オークション収益として用いられる排出枠の量は、2013～2015 年割当総量の 12% (2013 年において約 5.7 億 t-CO₂) とし、2030～2034 年割当総量の 6.7% (約 2 億 t-CO₂) である。 						
クリーン自動車技術 ²³	<ul style="list-style-type: none"> 排出枠オークション収益を、Clean Vehicle Technology Fund に配分する。Fund の資金はプラグイン電気自動車等先進技術自動車の製造支援に用いられる。 オークション収益として用いられる排出枠の量は、2013～2020 年割当総量の 1% (2013 年において約 4 千 7 百万 t-CO₂)、2021 年割当総量の 0.5% (約 2 千 5 百万 t-CO₂) である。 											
交通インフラと効率性 ²⁴	<ul style="list-style-type: none"> 排出枠オークション収益を、米国交通インフラの安全、効率性、実効性の向上を目指し、排出枠の収益を本法案で設立する Highway Trust Fund 等 3 つのプログラムに配分する。 オークション収益として用いられる排出枠の量は、2013～2015 年割当総量の 12% (2013 年において約 5.7 億 t-CO₂) とし、2030～2034 年割当総量の 6.7% (約 2 億 t-CO₂) である。 											

¹⁸ Sec 781(e)(1), Sec 794

¹⁹ Sec 781(b)(2)

²⁰ Sec 781(e)(3), Sec 4143

²¹ Sec 781(e)(4), Sec 1801

²² Sec 781(c)(5)

²³ Sec 781(c)(1), Sec 4111

²⁴ Sec 781(f), Sec 785

		<p>(7) 適応²⁵</p> <ul style="list-style-type: none"> 2019～2034年、国内外の適応プログラムに、排出枠の割当を行う。 無償で割り当てる排出枠の数量は、2019～2020年割当総量の1.5%（2019年において7千8百万t-CO₂）から増加し、2030～2034年割当総量の6.0%（2034年において1.8億t-CO₂）となる。 												
		<p>(8) 早期削減²⁶</p> <ul style="list-style-type: none"> 3分の1の排出枠は、州、地方政府、自主的なオフセットプログラムの下発行されたオフセットクレジット、若しくはEPA長官が定める一定の基準を満たす削減・排出回避・吸収量との交換のために使う。交換比率は、クレジット価格を用いる。 3分の2の排出枠は、本法案発行以前にキャップ・アンド・トレード型排出量取引制度を実施し、排出枠を発行した州に割り当てる。排出枠の用途は、GHG削減技術の研究・開発・普及に限られ、州はEPA長官に収益の用途を報告する。 無償で割り当てる排出枠の数量は、2013～2015年割当総量の1.0%（2013年において4千7百万t-CO₂）となる。 												
		<p>(9) 財政赤字削減²⁷</p> <ul style="list-style-type: none"> 割り当てられずに残った排出枠は、財務長官の下に設立する財政赤字削減基金（Deficit Reduction Fund）に入れる。 												
オークション・固定価格販売	一般オークション ²⁸	<ul style="list-style-type: none"> EPA長官は、本法案施行後1年間以内に、財務長官及び関係省庁長官との協議の上、オークション実施規則を定める。オークションは、下記の方法で実施する。 <table border="1"> <tr> <td>時期</td> <td>四半期ごと。最初のオークションは、2012年3月31日までに実施する。</td> </tr> <tr> <td>方式</td> <td>均一価格方式</td> </tr> <tr> <td>販売</td> <td>オークションを行う年のビンテージ（2012年は除く）及び4年後までのビンテージの排出枠を販売する。</td> </tr> <tr> <td>参加者</td> <td>制度対象者及び規制GHG市場参加者（「市場監視」にて後述）に限る。</td> </tr> <tr> <td>最低価格</td> <td>2013年は12ドル（2009年ドル）とし、2014年以降は3%+インフレ率（消費者物価指数により算出）分、上昇させる。</td> </tr> <tr> <td>購入上限</td> <td>価格操作を防止するために、1度のオークションにおける購入量の上限を設ける。</td> </tr> </table>	時期	四半期ごと。最初のオークションは、2012年3月31日までに実施する。	方式	均一価格方式	販売	オークションを行う年のビンテージ（2012年は除く）及び4年後までのビンテージの排出枠を販売する。	参加者	制度対象者及び規制GHG市場参加者（「市場監視」にて後述）に限る。	最低価格	2013年は12ドル（2009年ドル）とし、2014年以降は3%+インフレ率（消費者物価指数により算出）分、上昇させる。	購入上限	価格操作を防止するために、1度のオークションにおける購入量の上限を設ける。
	時期	四半期ごと。最初のオークションは、2012年3月31日までに実施する。												
方式	均一価格方式													
販売	オークションを行う年のビンテージ（2012年は除く）及び4年後までのビンテージの排出枠を販売する。													
参加者	制度対象者及び規制GHG市場参加者（「市場監視」にて後述）に限る。													
最低価格	2013年は12ドル（2009年ドル）とし、2014年以降は3%+インフレ率（消費者物価指数により算出）分、上昇させる。													
購入上限	価格操作を防止するために、1度のオークションにおける購入量の上限を設ける。													
	精製製品プロバイダーへの固定価格販売 ²⁹	<ul style="list-style-type: none"> EPA長官は、EIAと協議の上、四半期ごとのオークションが実施される14日前までに、当該四半期中に精製製品プロバイダーにとって必要とされる排出枠の量を算定し、一般オークション用の排出枠から取り置く。取り置いた排出枠が余った場合には、一般オークション用に戻す。 取り置かれた排出枠は、下記の方法により製品精製プロバイダーに対して、固定価格で販売される。 <ul style="list-style-type: none"> 価格は、直近の一般オークションの決済価格とする。 支払いは、四半期終了後30日以内に行う。 												

²⁵ Sec 781(d)

²⁶ Sec 781(e), Sec 788

²⁷ Sec 781(h), Sec 787

²⁸ Sec 790

²⁹ Sec 729

		<ul style="list-style-type: none"> 本規定の下購入された排出枠は、精製製品プロバイダーの償却目的にしか用いることができず、取引、バンキング、ボローイングはできない。 										
	費用緩和リザーブオークション ³⁰	<ul style="list-style-type: none"> 費用緩和リザーブ (Cost Containment Reserve) を設ける。 費用緩和リザーブは、下記の方法にて販売する。 <table border="1"> <tr> <td>時期</td> <td>償却期日 (毎年 4 月 1 日) の前 90 日間販売する。</td> </tr> <tr> <td>最低価格</td> <td>2013 年は、25 ドル (2009 年ドル) とし、2014 年以降は 5%+インフレ率 (消費者物価指数により算出) 分、上昇させる。</td> </tr> <tr> <td>参加者</td> <td>制度対象者のみ (排出枠・クレジットを過去 90 日以内に売却した制度対象者は、購入できない。)</td> </tr> <tr> <td>上限</td> <td>償却に使う排出枠の 15%を購入上限とする。</td> </tr> <tr> <td>条件</td> <td>本リザーブはバンキングしておくことができない。</td> </tr> </table> 	時期	償却期日 (毎年 4 月 1 日) の前 90 日間販売する。	最低価格	2013 年は、25 ドル (2009 年ドル) とし、2014 年以降は 5%+インフレ率 (消費者物価指数により算出) 分、上昇させる。	参加者	制度対象者のみ (排出枠・クレジットを過去 90 日以内に売却した制度対象者は、購入できない。)	上限	償却に使う排出枠の 15%を購入上限とする。	条件	本リザーブはバンキングしておくことができない。
時期	償却期日 (毎年 4 月 1 日) の前 90 日間販売する。											
最低価格	2013 年は、25 ドル (2009 年ドル) とし、2014 年以降は 5%+インフレ率 (消費者物価指数により算出) 分、上昇させる。											
参加者	制度対象者のみ (排出枠・クレジットを過去 90 日以内に売却した制度対象者は、購入できない。)											
上限	償却に使う排出枠の 15%を購入上限とする。											
条件	本リザーブはバンキングしておくことができない。											
	バンキング ³¹	無制限に可能										
	ボローイング ³²	<ul style="list-style-type: none"> 翌年の排出枠は、無利子、無制限でボローイングできる。 5 年後までの排出枠は、償却義務の 15%を上限として、利子 (8%×ボローイングする年数) 付きでボローイングできる。 										
	費用緩和リザーブ ³³	<ul style="list-style-type: none"> 排出枠価格高騰の場合に備え、費用緩和リザーブ (Cost Containment Reserve) を設け、オークション (上述) にて販売する。 本リザーブの排出枠売却収益は、リザーブを補填する目的に使用される。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 森林減少回避由来の海外オフセットクレジットを購入する。海外オフセットクレジットが十分利用できない場合には、国内オフセットクレジットを購入する。 ▶ 購入したオフセットクレジットは一旦取り消され、海外オフセットクレジットの 8 割分及び国内オフセットクレジットの 10 割分を当該年以降のビンテージの排出枠として新たに発行する。ただし、費用軽減リザーブ用に取り置く排出枠が 40 億 t-CO₂を超える場合には、排出枠として発行することはできず、超過分のオフセットクレジットは取り消されるのみとなる。 										
遵守オプション	外部クレジット	<ul style="list-style-type: none"> 遵守には、本法案の排出枠のほか、①国内外のオフセットクレジット、②他国制度の排出枠を用いることができる。 										
	オフセットクレジット	<p><u>利用上限³⁴</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 国内外のオフセットを併せて年間 20 億 t-CO₂を上限として、利用することができる。各制度対象者のクレジット利用上限値は、全制度対象者の排出量に占める当該対象者の 2 年前の排出量の割合に応じて設定される。 海外オフセットクレジットは、償却量の 25%を上限とする。ただし、排出枠価格以下で購入可能な国内オフセットクレジットが年間 15 億 t-CO₂未満であった場合、その不足分だけ、海外オフセットクレジットの利用上限を年間 10 億 t-CO₂を上限として引き上げる。 										

³⁰ Sec 726(b)

³¹ Sec 725(a)

³² Sec 725(c)

³³ Sec 726

³⁴ Sec 722(d)

国内オフセット ³⁵	<ul style="list-style-type: none"> 法施行後 18 ヶ月以内に、EPA 長官及び農務長官は国内オフセットに係る規則を策定する。 法施行後 60 日以内に、EPA 長官及び農務長官は、GHG 排出削減・隔離諮問委員会 (GHG Emission Reduction and Sequestration Advisory Committee, 科学者を中心に 9~15 人で構成される) を設置し、オフセットプログラムの策定に係る科学的・技術的支援を行う。 プロジェクトタイプには、メタン回収、漏洩ガス回収、植林・再植林、農業/草地/放牧地における管理、土地利用変化及び森林活動による炭素ストックの変化、堆肥管理等を含む。 2009 年以降の削減・吸収を対象とする。ただし、EPA 長官及び農務長官が認めるプロジェクトであれば、2001 年以降に開始されたオフセットプロジェクトの 2004 年以降の削減に対して早期オフセットクレジットを発行する。 独立した第三者機関による検証を必要とする。
海外オフセット ³⁶	<ul style="list-style-type: none"> 2018 年以降、国内オフセットクレジット : 海外オフセットクレジット = 1 : 1.25 の重み付けを行う。(5t-CO₂分の海外オフセットクレジットをもって、4 t-CO₂分の償却に充てる。) 法施行後 2 年以内に、EPA 長官は、内務省長官、USAID 長官、その他関連する省庁長官と協議の上、海外オフセットに係る規則を策定する。 法施行後 60 日以内に、EPA 長官は、海外オフセット統括諮問委員会 (International Offsets Integrity Advisory Committee) を設置。GHG 排出削減・隔離諮問委員会の委員が兼ねてもよい。 プロジェクトタイプには、セクター別クレジット、京都議定書等国際条約の下発効されたクレジット (EPA 長官が認めたもののみ、本法案の海外オフセットクレジットとの交換を行う)、森林減少回避プロジェクトが含まれる。 独立した第三者機関による検証を必要とする。
他国制度の排出枠 ³⁷	<ul style="list-style-type: none"> リンクする制度は、(1)絶対量の義務削減目標を課し、かつ(2)算定、遵守、施行、オフセットの質と利用制限について、本法案と同等の厳しさを課すものに限る。 EPA 長官は他国制度の排出枠について利用上限を課すことができる。
国境措置 ³⁸	<ul style="list-style-type: none"> 2020 年 1 月 1 日までに、全ての主要排出国が等しく GHG 排出削減にコミットし、各国の比較可能な GHG 排出削減目標を盛り込んだ、拘束力ある多国間協定が施行されない場合であって、国境調整措置が米国の国益又は環境益にそぐわないと決定しないならば、大統領は、2020 年以降、特定の部門における米国への製品輸入に際し、排出枠の償却を求める、国際リザーブ排出枠プログラム (International Reserve Allowance Program) を創設しなければならない。 本プログラムの下使用される国際リザーブ排出枠は、国内排出量取引制度対象

³⁵ Sec 731-742

³⁶ Sec 751-763

³⁷ Sec 728

³⁸ Sec 776, Sec 777(e)

	<p>者が遵守目的で使用することはできない。</p>
<p>市場監視³⁹</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品先物取引委員会(CFTC、米国の商品先物市場の監督機関)が GHG 商品(排出枠及び EPA 長官がこれと同等のものとして指定する取引商品)の取引に関する監督を行う。 ・ GHG 商品の取引は、取引所で取引され清算機関で清算を行うものに限定する。具体的には、取引参加者は、下記の(A)~(E)の要件を全て満たすものに限られる。 <ul style="list-style-type: none"> (A) 規制 GHG 市場参加者又は制度対象者であること。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 規制 GHG 市場参加者 (regulated GHG market participant) : 市場構造評価を基に、市場の流動性や市場機能からみて、追加的に参加者が必要だと認められた場合に、CFTC、EPA 長官、財務省長官が交付する規則で特定された者 (制度対象者は除く)。 (B) CFTC に登録していること。 (C) 取引を、GHG 商品取引機関を通じて行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ GHG 商品取引機関 (GHG instrument trading organization) : CFTC が策定する登録や運営規則に遵守し、取引の許認可を受けた機関。同機関はまた、CFTC が策定する市場監視、市場操作の回避、規則施行、取引情報のリアルタイムな公表等の規則を遵守しなければならない。 (D) 空売り (short sales) 規制に従うこと。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ CFTC が EPA 長官との協議により定めた条件で認める場合を除き、GHG 商品の空売りは認めない。 (E) 清算を、GHG 清算機関を通じて行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ GHG 清算機関 (GHG clearing organization) : デリバティブ清算機関として CFTC に登録し、かつ GHG 商品に関する支払/決済/クリアリングについて CFTC の承認を受ける。 (※) ただし、①本法案に基づく、EPA による GHG 商品の発行/オークション/償却、②公認取引所 (designated contract market) で取引/約定され、かつ現物の受渡しを伴わない GHG 商品の取引は、上記の要件に関わらず、行うことができる。 ・ 取引行為の規制として、下記のように商品取引所法 (CEA) を改正する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 過剰投機を回避する目的で建玉制限を設定、その他詐欺行為、禁止取引、市場操作の禁止に関する規制を適用 ・ CFTC は、GHG 市場の非常事態に取引の一時停止権限を有する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ GHG 市場の非常事態とは、①市場の公正及び秩序を脅かす GHG 商品価格の突然かつ過剰な変動、②GHG 商品取引の清算、決済に関する国家システムの安全で効率的な運営に対する混乱、③その他、GHG 商品市場の機能や同商品の取引処理にかなりの混乱をもたらす深刻な障害。 ➤ 上記非常事態が発生した場合、CFTC は、GHG 商品取引機関における全て

³⁹ Sec 2402~2415

	<p>の取引を最大 90 日間一時停止させることができる。また、CFTC は他の当局と協議し、CFTC 等による規則の修正、追加、一時停止、又は新たな義務や制限を即座に命じることができる。同命令の有効期間は最大 10 日間とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米国の商業活動に直接的及び顕著な関連がある場合等を除き、本法案に基づき CEA に定められた GHG 商品に関する条項は米国外の活動には適用しない。 ・ 本法案制定後 1 年以内に、CFTC、EPA 長官、連邦エネルギー規制委員会 (FREC)、財務長官、及び農務長官は、規則の施行や市場監視の業務を行うために必要な情報共有や、当局間調整等を行うためのプロセスを定めた覚書を締結する。 	
割当監視 ⁴⁰	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査院長は、2015 年 1 月 1 日まで、またその後 2 年毎に、無償割当及びオークション収益用途についてのレビューを行う。レビューには、割当を受けるプログラムの費用対効果や透明性の分析等を含む。 	
算定報告 ⁴¹	報告義務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業者に加え、その他一部 EPA 長官が指定する事業者も報告義務を負う。
	報告内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告義務を負う事業者は、①米国内の温室効果ガス排出量データ、②温室効果ガス排出をもたらし燃料及び製品の生産や輸入に関するデータ（輸出に関するデータは EPA 長官の裁量による）、③温室効果ガス回収・貯留量データを報告する義務を負う。その他、バイオマス関連の排出量データや、エネルギー集約産業や石油精製施設に対する電力売却/供給量に関するデータや、EPA 長官の定めに応じて、排出量算定機器関連のデータ等も電子的に提出する。
	算定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律施行後 18 ヶ月以内に、EPA 長官は気候登録簿(the Climate Registry)や他国/地域の制度を参考にしながら、GHG 報告規則を改正する。 ・ 国内排出量取引制度の対象となる排出量の算定には、連続煙道排ガス計測システム (CEMS: Continuous Emission Monitoring System) あるいは CEMS と同レベルの正確性、信頼性、アクセス可能性、適時性を有する算定システムを用いる。国内排出量取引制度の対象外である排出量については、CEMS がコストと見合った算定方法であるかを検討する。
	報告時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準期間 (2007 年～2010 年) の各年のデータを 2011 年 3 月末までに報告する。 ・ 2011 年以降は四半期毎のデータを当該四半期終了後 60 日以内に提出する。
	報告義務不履行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出実績の報告義務を満たさない場合は、国内排出量取引制度の対象となる排出については、EPA 長官が想定しうる最大の量を排出したとみなす。 ・ 国内排出量取引制度の対象外である排出については、EPA 長官が想定しうる最もありうる量を排出したとみなす。
	情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業秘密等に接触しない限り、排出実績は公開される。
償却 ⁴²	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遵守年の翌年 4 月 1 日までに、排出実績以上の排出枠を償却する。 	
罰則規定 ⁴³	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な排出枠を償却しない事業者は、不足する排出枠について、直近に行われ 	

⁴⁰ Sec 792

⁴¹ Sec 713

⁴² Sec 722

	<p>た同一ビンテージ排出枠のオークション決済価格の2倍の課徴金を支払う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 課徴金の支払いをしても、排出枠の償却義務は免除されない。
州レベルの制度	<ul style="list-style-type: none"> 本法案の下で排出枠の割当が開始された年以降、いずれの州もキャップ・アンド・トレード型排出量取引制度を実施してはならない⁴⁴。 RGGI、WCI、カリフォルニア州の排出枠と本法案の排出枠の交換を行う。法施行1年間以内に、交換にかかる規則を策定する。交換比率は、オークション平均価格により求める州の排出枠価格により決定⁴⁵。
登録簿 ⁴⁶	<ul style="list-style-type: none"> 排出枠追跡システム及びオフセット登録簿を整備する。

⁴³ Sec 723

⁴⁴ Sec 806(c)

⁴⁵ Sec 786

⁴⁶ Sec 724(c), Sec 733(b)